

優遇措置について

児童扶養手当を受給されている方は、下記の優遇措置が受けられます。

- ※ 児童扶養手当が「全額支給停止中」の方は優遇措置を受けることができません。
- ※ 生活保護を受けている方は福祉事務所の担当者にご相談ください。

《 1 JR通勤定期乗車券の割引》

◆通勤定期乗車券の3割引で「特定者用の通勤定期乗車券」が購入できます。
(通学定期乗車券には適用されません。)

○割引を受けられる方

児童扶養手当を受給されている方又はその方と同一世帯員の方で、通勤定期乗車券を必要とするすべての方が受けられます。

○定期券を購入する前に必要な手続

- 1 「特定者資格証明書」の交付を、板橋区役所子どもの手当医療係（北館1階⑥番窓口）または赤塚支所住民サービス係の窓口でおこないます。

※交付を受けるときは、次の書類等をお持ちください。

- 定期券を購入する方の証明写真（最近6か月以内、正面上半身、たて4cm×よこ3cm）
- 児童扶養手当証書
- 印鑑

- 2 1の交付を受けた後に「特定者用定期乗車券購入証明書」を発行します。

○定期券購入の方法

JRみどりの窓口で「特定者資格証明書」を掲示し、「特定者用定期乗車券購入証明書」と「定期乗車券購入申込書」（みどりの窓口においてあります）を提出して、定期券をお求めください。

《 2 粗大ごみ等収集手数料の免除》

◆粗大ごみ等臨時ごみの収集手数料が免除されることがあります。

- お申込みは、直接「粗大ごみ受付センター」へ電話をしてください。
申込みの際に児童扶養手当受給中である旨をお申し出ください。

粗大ごみ受付センター

TEL 5296-7000

《3 都営交通（都電・都バス・都営地下鉄）無料乗車券の発行》

○無料乗車券（都営無料パス）の発行を受けられる方

児童扶養手当を受給されている方又はその方と同一世帯のうちのお一人が発行を受けられます。

○無料乗車券（都営無料パス）の発行手続

発行を受けるときは、児童扶養手当証書をお持ちになり、板橋区役所子どもの手当医療係（北館1階⑥番窓口）、または赤塚支所住民サービス係の窓口へ申請してください。

《4 都営水道料金の免除》

◆水道料金は基本料金と1か月10m³以下の従量料金（消費税相当額を含む）が免除されます。

◆下水道料金は1か月8m³以下の汚水排出量にかかる料金（消費税相当額を含む）が免除されます。

※共同住宅にお住まいの方も免除を受けられる場合があります。

○免除を受けられる方

児童扶養手当（特別児童扶養手当も含む）受給世帯が受けられます。

○免除を受けるときの手続

次の書類等をお持ちになり、水道局の所管営業所の窓口へ申請してください。

（手続き日から適用）

詳しくは、水道局へお問合せください。

- 児童扶養手当証書
- 印鑑

水道局板橋営業所

板橋区氷川町3-6

TEL 5248-6365

水道局練馬営業所

練馬区中村北1-9-4

TEL 5987-5330

★問い合わせ先★

板橋区役所子どもの手当医療係（北館1階⑥番窓口） TEL 3579-2477

赤塚支所住民サービス係 TEL 3938-5113